

厚生労働省独立行政法人評価委員会運営規程新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>厚生労働省独立行政法人評価委員会運営規程</p> <p>(平成13年3月13日厚生労働省独立行政法人評価委員会決定) (平成16年3月30日改正) (平成17年7月6日改正)</p> <p>厚生労働省独立行政法人評価委員会令(平成12年政令第321号)第9条の規定に基づき、厚生労働省独立行政法人評価委員会運営規程を次のように定める。</p> <p>(会議の公開)</p> <p>第4条 委員会は、<u>委員による公平かつ中立な審議を確保するため、原則として非公開とする。</u></p>	<p>厚生労働省独立行政法人評価委員会運営規程</p> <p>(平成13年3月13日厚生労働省独立行政法人評価委員会決定) (平成16年3月30日改正) (平成17年7月6日改正) <u>(平成21年12月 日改正)</u></p> <p>厚生労働省独立行政法人評価委員会令(平成12年政令第321号)第9条の規定に基づき、厚生労働省独立行政法人評価委員会運営規程を次のように定める。</p> <p>(会議の公開)</p> <p>第4条 委員会は、<u>原則として公開とする。ただし、委員長は、公平かつ中立な審議に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、委員会に諮って全部又は一部を非公開とすることができる。</u></p> <p><u>2 委員会の会議の公開の手續その他委員会の会議の公開に関し必要な事項は、別に委員長が委員会に諮って定める。</u></p>